

平成29年度

定期監査報告書

十勝圏複合事務組合
監査委員

十複監査第26号
平成30年3月26日

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
十勝圏複合事務組合議会
議 長 小 森 唯 永 様

十勝圏複合事務組合
監査委員 林 伸 英
監査委員 宮 西 義 憲

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入事務の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務について、調定、徴収等の事務が関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査し、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

また、過去の定期監査における指摘事項等が、是正されているか検証した。

第3 監査の対象

振興課、帯広高等看護学院、十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整理機構

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された収入事務

2 方法

監査する歳入項目等については抽出を行い、各課から帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

1 調定事務は適正に行われているか。

- (1) 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- (2) 調定額の算定及び計算に誤りはないか。
- (3) 調定の時期及び手続は適正か。
- (4) 減免、後納等の理由及び手続は適正か。

2 徴収事務・滞納整理事務は適正に行われているか。

- (1) 納入の通知は適正か。
- (2) 過誤納金の還付手続は適正か。
- (3) 督促・催告の手続は適正か。

第6 監査の期間

平成29年12月7日から平成30年3月23日まで

第7 監査の結果

収入事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、収入事務の執行につきましては、全体を通しておおむね適正に行われていることが認められました。

今後とも関係法令等にのっとり、引き続き適正な事務執行に努められますことを望みます。

また、平成30年4月には十勝環境複合事務組合との統合により、これまで十勝環境複合事務組合が担っていた共同処理事務が当組合に承継されることとなりますので、より一層、構成団体との連携・協調を図られまして、組織の効率化をはじめ、十勝圏域での広域的な取組が推進されますよう期待いたします。